

第1節

検案の実施体制の充実

1 警察等の検視・調査への立会いや検案をする医師のネットワーク強化に関する協力
【施策番号41】(再掲)

P27 【施策番号27】参照

2 死体検案研修会の充実

【施策番号42】(再掲)

P4 【施策番号3】参照

3 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号43】(再掲)

P5 【施策番号4】参照

4 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号44】(再掲)

P6 【施策番号7】参照

5 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号45】(再掲)

P24 【施策番号24】参照

6 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等

【施策番号46】(再掲)

P7 【施策番号8】参照

7 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号47】(再掲)

P6 【施策番号6】参照

8 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号48】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施

等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和4年度は、事業の活用をより広く促すため、令和3年度まで都道府県に限定していた事業の実施主体を拡大した。また、37都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-1-8 異状死死因究明支援事業の概要

異状死死因究明支援事業

目的	<p>○ 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。</p>
事業内容	<p>○補助先:都道府県その他厚生労働大臣が認める者 ○補助率:1/2</p> <p>① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施 ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施 ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施 ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援</p> <p style="text-align: right;">※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。</p>

【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道府県数	26	30	24	27	37

※令和4年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

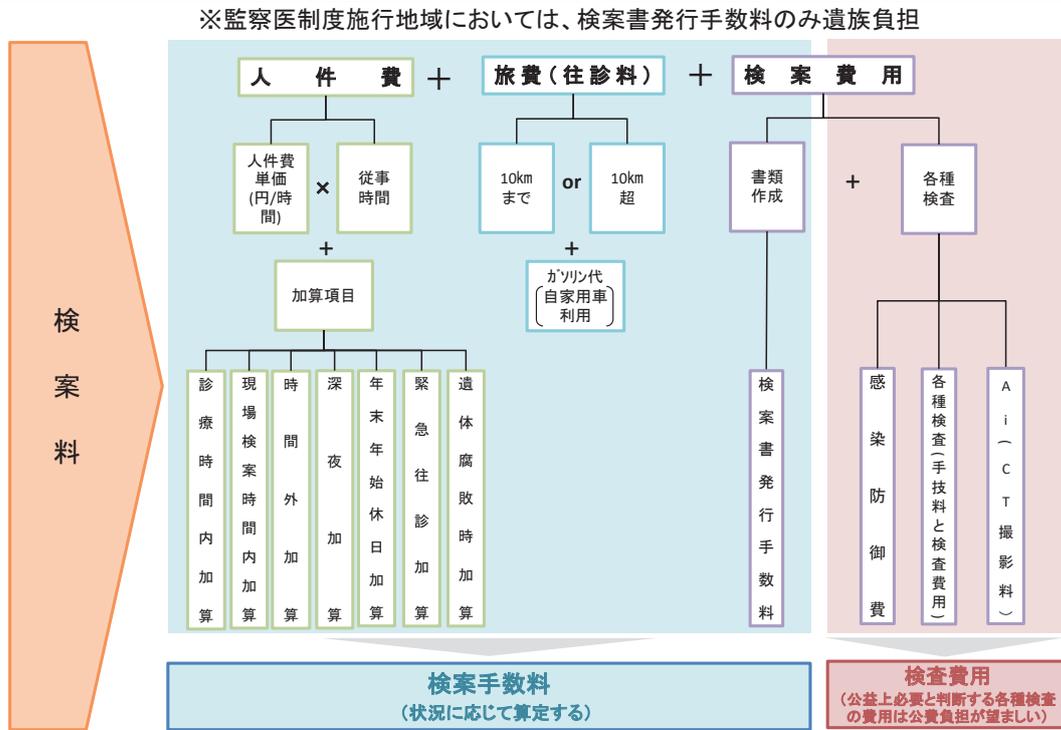
9 検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究の実施等

【施策番号49】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。

令和4年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象として調査を行った。

検案料支払い基準の検討



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度総括研究報告書

10 死亡診断書（死体検案書）の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

【施策番号 50】

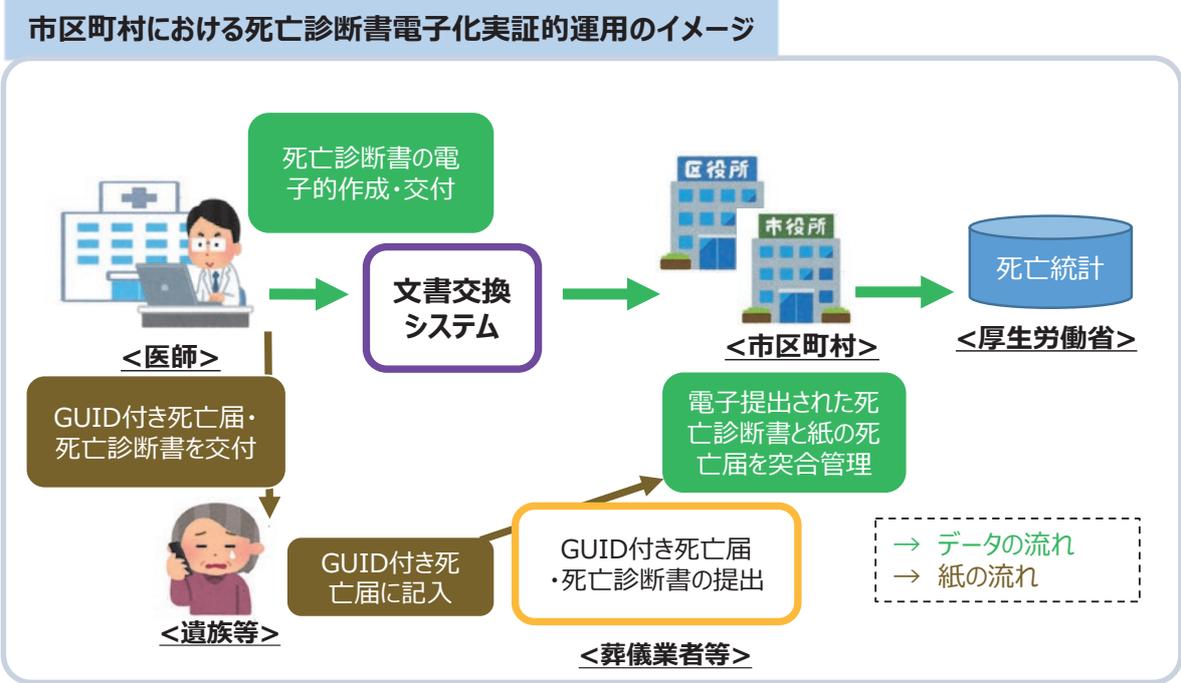
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。

令和3年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。

令和4年度は、死亡診断書等を電子的に地方公共団体へ提出する枠組みを検証し、技術上・運用上の課題とともに整理を行った。

厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。

資5-1-10 厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」における市区町村における死亡診断書電子化実証的運用のイメージ



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度総括研究報告書

11 死体検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用

【施策番号51】

厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。

令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

資5-1-11 死体検案相談事業の概要

死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、一般に、臨床医学を専門とする検案医が、死体検案を実施。
- 検案医が警察の依頼に基づく検視立会い及びこれに伴う死体検案を行う際、法医学を専門とする医師に電話等で相談できるよう「検案相談窓口」を設置することにより、検案体制を強化。



出典：厚生労働省資料による

12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 52】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

第2節 解剖等の実施体制の充実

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号53】(再掲)

P24【施策番号24】参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号54】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。

令和4年度は、日本法医学会等を通じて同事業の更なる周知、活用を図った。

その結果、6府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-2-2 死亡時画像診断システム等整備事業の概要

死亡時画像診断システム等整備事業

目的
 ○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容
 ○補助先：都道府県等 ○補助率：1/2
 ①施設整備
 死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援
 ②設備整備
 死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な設備購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道府県数	1	3	2	1	6

※令和4年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号 55】（再掲）

P44 【施策番号 48】 参照

4 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 56】（再掲）

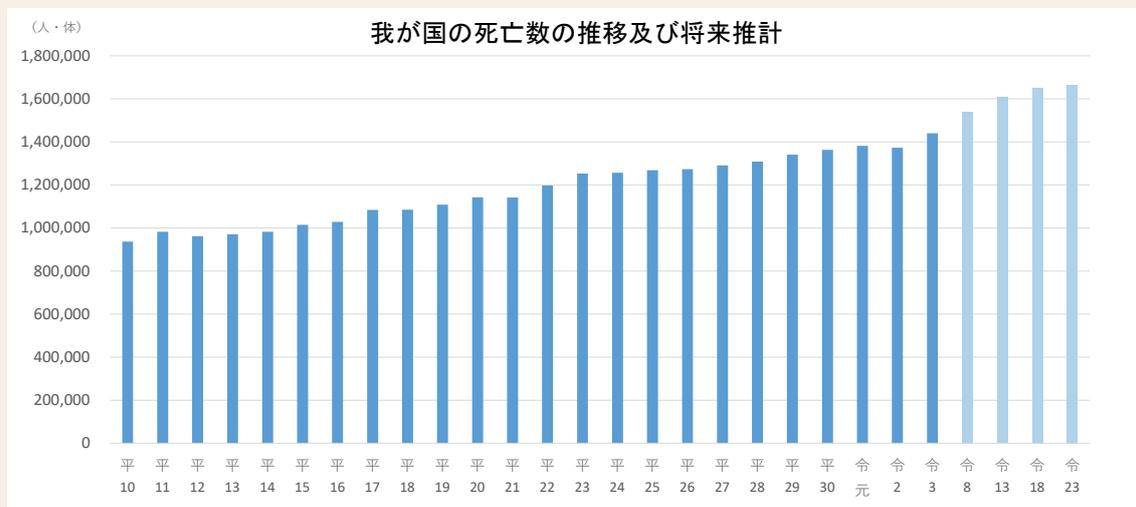
P48 【施策番号 52】 参照

TOPICS

5 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和3年は143万9,856人にまで達している。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和23年には166万4千人にまで増加すると推計されている。



令和8年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）による。

出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が、警察等として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に基づき、監察医の判断による解剖（以下「監察医解剖」という。）が実施されたり、遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖（以下「承諾解剖」という。）が実施されたりするケースもある。

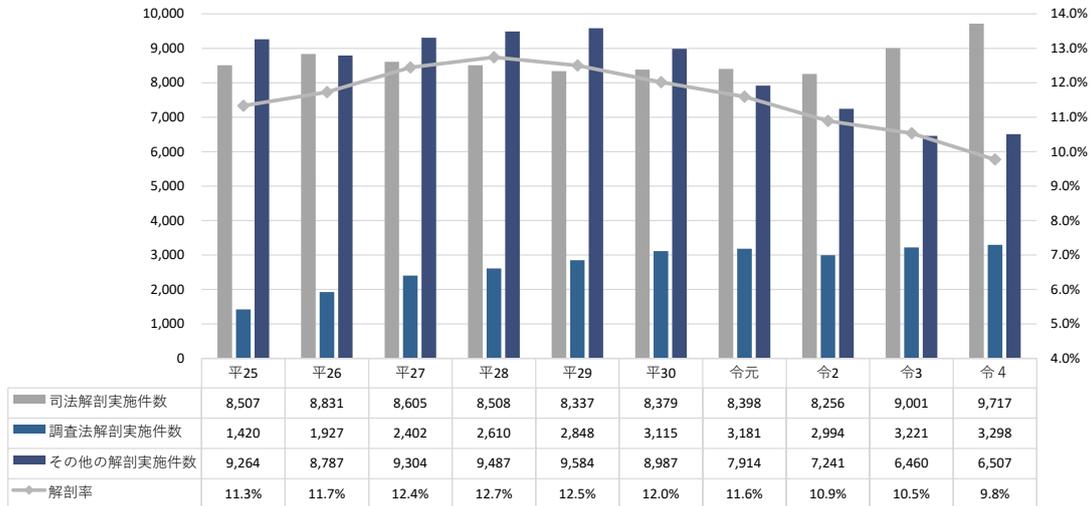
警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令和4年までの間の解剖率^{注5)}をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和4年の9.8%まで徐々に減少している。

また、解剖の種類ごとにその実施件数をみると、司法解剖の実施件数は概ね横ばいである一方、調査法解剖の実施件数は増加傾向にあり、その他の解剖（監察医解剖、承諾解剖等をいう。以下同じ。）の実施件数は、平成30年以降減少傾向にある。

注5) 警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

TOPICS

警察及び海上保安庁の取扱死体における解剖実施件数等の推移



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和4年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、28県において1件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数^{注6)}は、15県において1名のみであり、人的体制の脆弱性が見受けられる。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、こうした感染症に感染している可能性のある死体について、これらの機関に解剖が委託されるケースも少なくないが、解剖における感染予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。

また、現在、厚生労働省に置かれた本部の下、多方面の有識者を構成員とする推進会議を開催し、こうした死因究明の実態やこれら事業の成果等を踏まえつつ、死因究明等推進計画の見直しに向けた議論を進めている。

注6) ここにおいて法医の数とは、法医学の教授及び准教授の医師、死体解剖資格を取得し、かつ、法医学を専門としている医師その他監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。

TOPICS

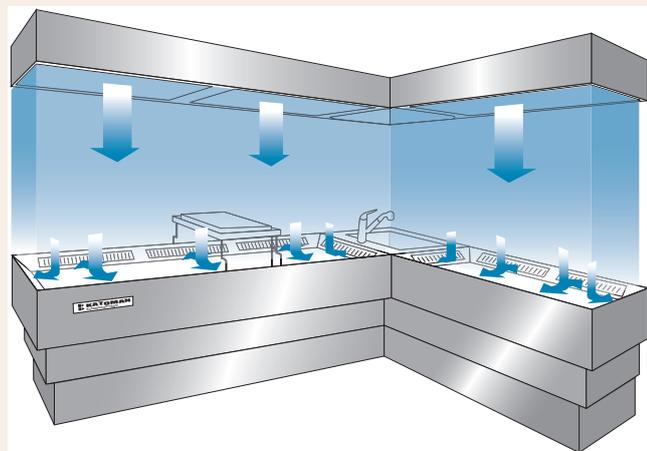
6 死亡時画像診断システム等整備事業の活用事例

厚生労働省では、平成22年度以降、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備を導入する都道府県等へその整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施し、死因究明体制の整備に係る取組を推進している。

こうした取組のなか、大分県においては令和3年度に本事業を活用し、大分大学医学部に設けられた解剖施設に、感染症対策に対応した設備の整備を行った。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中においても、刑事訴訟法、死因・身元調査法、死体解剖保存法等の関係法令に基づく解剖については、その死因を究明するため解剖する必要性が変わるところはなく、むしろ感染症対策の観点からその必要性の高まりもみられた。他方、大分大学医学部の解剖施設は老朽化し、WHO（世界保健機関）の定める実験室バイオセーフティ指針等を充足する機能を有していないなど、感染症対策が不十分であり、上記解剖に従事する職員等は常に新型コロナウイルスをはじめとする感染症への感染リスクに直面していた。このため大分県では、本事業を活用し、解剖時にその従事者がウイルス等の含まれたエアロゾルを吸い込むことを防止するため、天井部からの気流を下降させ、解剖台等の床面で吸収して外部へ排気するという感染症対策に係る解剖設備の排気処理システムの整備を行った。これにより、感染症への感染リスクが著しく減少したほか、感染症に配慮した準備作業の減少等による解剖作業の効率の向上が図られ、その結果、本事業による解剖設備の整備後、大分大学医学部では、1年間で解剖取扱数が約80件増加したほか、新型コロナウイルス感染症陽性者の解剖も担うなどして、地域の死因究明の推進に寄与することとなった。

【解剖施設の排気処理システム】



資料提供：大分大学

TOPICS

また、和歌山県においては、令和2年度に本事業を活用し、和歌山県立医科大学法医解剖室（以下「解剖室」という。）に新たな全身用の死亡時画像診断用CT装置を導入している。

これは、死因究明のため、死体検案を行うに際して、死体の外表面を検査する従来型の死体検案のみでは、外表に異状を認めない死体に係る診断が不正確となるおそれがある一方、死亡時画像診断を実施することは解剖の要否の判断に寄与するほか、解剖を行うに際して、外表面検査では判明し得ない骨折、出血、腹水、その他病変等の把握が可能となり、その後の解剖方針の樹立を容易とするなど、より精密かつ効率的な解剖の実施を可能とすることなどのためである。また、死亡時画像と実際の解剖所見とを比較検討することも可能となるため、臨床医や検案する医師の死亡時画像による診断能力の向上も図られる点もある。

解剖室に本事業を活用して、これまで活用していた機器を導入、更新することによって、より解像度の高い、鮮明な画像を得られることとなり、これまでに比べてより精密かつ効率的な解剖の実施が可能となり、解剖の対応可能件数が向上したほか、医師の死因究明や特定に関する意識、技術の向上も図られており、実際に検案する医師の増加があるなど、地域の死因究明の推進が図られるものとなった。

【死亡時画像診断用CT装置】



資料提供：和歌山県立医科大学